令和　　年　　月　　日

　福岡県知事　殿

法人名

施設名

施設長名

保育士による児童生徒性暴力等に係る報告書

　児童福祉法第１８条の２０の３に基づき、下記のとおり報告します。

１　報告者

・法人名：

・施設名・所在地：

・役職・氏名：

・連絡先電話番号：

２　被害児童の状況

・氏名・性別・年齢・生年月日：

３　事案の発生年月日及び時間

４　事案の発生場所

５　児童生徒性暴力等を行ったと思われる保育士

・役職・氏名・性別：

・保育士登録をしている都道府県名：

・保育士登録番号：

６　発覚した事案の内容

（何をしたのか、本人の認否、把握した経緯等を分かるように記述）

関係法令

（児童福祉法）

第１８条の１９　都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

１　第１８条の５各号（第４号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

２　虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

３　第１号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）第２条第３項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行つたと認められる場合

②　都道府県知事は、保育士が第１８条の２１又は第１８条の２２の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第１８条の２０の３　保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について、第１８条の５第２号若しくは第３号に該当すると認めたとき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（児童福祉法施行規則）

第６条の３４の２　都道府県知事は、保育士が法第１８条の５各号若しくは第１８条の１９第１項第２号若しくは第３号のいずれかに該当するおそれ又は法第１８条の２１若しくは法第１８条の２２の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に書類の提示その他の必要な情報の提供を求める方法によって、当該保育士が当該各号の該当の有無又は当該各条の規定の違反の有無を確認するものとする。